

## 令和4年度府外施設定期監査 意見・要望事項等措置状況報告書

### 2 意見・要望事項

#### (1) 共通事項

| 意 見 ・ 要 望  |
|--|
| ア 新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業展開上の工夫に基づく今後の充実等について  |
| 3年度は、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」が4月から7月まで及び4年1月から3月までの間で、また、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が4月から9月までの間で、断続的になされた。これらの期間において、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の感染者数に係る急激な増加の時期があり、また、コロナの変異株に応じた特徴やコロナのワクチン接種状況などにより、対応すべき事項等の変化も見られた。   |
| 児童館・学童保育クラブ及び保育園における子ども同士や子どもと職員の会話については、コロナへの対応に係る状況変化もある中で、マスクを着用した状態での控えめなものが中心となっていた。コミュニケーションの制約が懸念される中、職員においては、目や顔全体、さらに身体による豊かな表現及び気持ちを込めた発言などを心掛けることで、子どもがその姿勢を感じて好意的に反応する姿があった。コミュニケーションの工夫と大切さに改めて気付いた事例が複数の館や園で紹介された。   |
| 4年度に入り、上記の施設においては、コロナへの対応もさらに変化し、コロナ対策を講じつつ行事が展開できる事例が増えていた。コロナが生じる前の直接的なコミュニケーションの良さも改めて実感したことや、コロナ流行の中で試行錯誤して気付いた新たな方法等を、また、導入を進めているＩＣＴの活用をさらに有効にすることや職員間のコミュニケーションを高めて能力向上を図ることも含め、子どもへの支援の多様化に資する観点から、各施設と施設所管課との間で検討等が深まるように努められたい。なお、子どもの居場所に対するニーズの高まりを踏まえ、日常的に過ごす時間の増加を背景とした課題等についても検討に努められたい。 |
| 青少年プラザ及び社会教育館では、事業展開において、中止や休止が多くならないような工夫に努めていた。例えば、従前は午前及び午後を通して行っていた事業について、半日で完結させるための時間と内容の凝縮化をはじめ、募集定数の減、予約制による分散開催、代替事業の企画などがあった。なお、こうした取組には、関係者、関係機関との調整も重要であった。3年度の工夫は、4年度の企画にも生かされていることがうかがえた。コロナへの対応として、制約条件がある中での工  |

夫ではあったが、事業展開を多様化させる機会として、これらの取組の成果を踏まえていくよう今後も努めて欲しい。

すくすくのびのび園においては、就学前の幼児への療育を行う児童発達支援センターとしての役割があり、また、発達に支援の必要な18歳未満の子どもと家族への相談支援や地域の施設への援助・助言を行う事業を実施している。当該施設が子どもと家族にとって日々のより所となっていることを踏まえ、コロナに伴う初期対応の時期を除き、休止することなく続ける努力をしていることがうかがえた。対面相談をはじめ事業への高まる需要があることから、多様な子育てや福祉の資源及び学校教育との連携等を深め、施設所管課と密に情報共有しながら、業務を支える事務処理や行財政資源等の充実の観点も含めて取組に努めていただきたい。

(障害者支援課、子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

| 所 属 名  | 措 置 状 況 等   |
|--------|---|
| 障害者支援課 | <p>コロナ禍にあっては、保護者同士の交流の機会が減少し、より不安を感じる保護者が多いことを踏まえ、電話相談や感染対策を講じた対面相談、必要に応じた訪問などの体制を整え取り組んでいる。また、療育においては、すくすくのびのび園での継続的な対応とともに日頃の通園先との連携も不可欠であり、幼稚園・保育園等の関係施設間で、感染対策を講じつつ機会をとらえて連携に取り組んでいる。</p> <p>近時、発達障害・特性等の社会的認知の広がりから、障害や特性等がある方の家族からの利用希望が高まっている。利用者のニーズにこたえるため、事業をとりまく環境面等の整備も含め、どのようなことができるか検討に努める。</p> |
| 子育て支援課 | <p>児童館・学童保育クラブでは、コロナ禍での運営の工夫、ICTツールの有効活用、職員間のコミュニケーション能力の向上など、子どもへの適切な支援を通じて、子どもの居場所づくりの充実を図っていく。</p>   |
| 保育課    | <p>基本的な感染対策は引き続き行った上で、子どもたちが安心安全な保育園生活のなかで豊かな経験ができ、また保護者とともに共育ができるような取り組みを創意工夫して展開していくために、各園へ助言指導を継続する。</p>   |

#### 意 見 ・ 要 望

##### イ 危機管理について

各施設においては、危機管理マニュアル等が整備され、様々な事態を想定した訓練も定期的に行われ、地震・水害・火災対策や防犯・不審者対策など危機管理に努

めていることがうかがえた。また、複合施設である場合には、構成施設が連携して訓練に取り組む機会も設けられている。

児童館・学童保育クラブでは、施設利用の子どもも交えた訓練をしているが、例えば、「不審者」ということについて年齢層に応じた理解をしてもらう工夫が必要とのことであった。訓練の目的について子どもの理解が促進され、その有効性が高まる方策を深めていただきたい。

保育園では、各種のマニュアルに基づき、定期的な訓練や日々の業務での確認行為などを励行している。例えば、園外での子どもの散歩等では、職員の配置や分担を明確にした上で、園児数の確認と園への報告などを行動の節目で行っていた。他自治体での事故事例などがあった場合には、改めてマニュアル等の確認を行うなど、対策の確実な実施に努められたい。

今後も、各施設で訓練の機会を有効に生かしていって欲しい。

(障害者支援課、子育て支援課、保育課、生涯学習課：各施設)

| 所 属 名  | 措 置 状 況 等   |
|--------|---|
| 障害者支援課 | 園児・保護者とともに毎月実施し、災害時の対応訓練をどのクラスも体験できるようにしている。マニュアルは実施した訓練を踏まえて実態に即したものとなるよう毎年見直している。                                   |
| 子育て支援課 | 児童館・学童保育クラブでは、計画的かつ定期的に危機管理上の訓練を行っている。今後も、利用者である子どもが訓練の目的や意味をより深く理解し、訓練が効果的な機会となるよう努める。                               |
| 保育課    | 災害時事故マニュアルについては、各保育園の取り組みを共有しながら現状に合ったより活用可能なマニュアルとなるよう見直しをしていく。また、昨年度より着手している風水害時における各保育園の対応についてのガイドラインの作成を完了し、周知する。 |

## (2) 個別事項

| 意 見 ・ 要 望  |
|--|
| <p>ア 服務・給与事務等について</p> <p>服務・給与事務等については、おおむね適正な事務処理がなされていたが、指摘事項が生じた施設があった。</p> <p>事務処理の誤りは、まだなお見られる。児童館や保育園などでは、欠員への対応に伴う会計年度任用職員の活用において、その配置の時期や勤務形態の多様さもあることから、規定の読み込みが不十分になってしまう点が挙げられる。また、施設長や担当者間での引継ぎが十分になされていない例もあった。</p> |

服務・給与事務等は事務運営の基本であることから、丁寧な事務の引継ぎや担当者に対する研修、事務処理マニュアルの再確認、また、施設所管課との相互確認を適時適切に行うなど、適正な事務処理が図られるよう、なお一層留意されたい。

(子育て支援課、保育課：各施設)

| 所 属 名  | 措 置 状 況 等   |
|--------|---|
| 子育て支援課 | 服務・給与事務等についての認識を深め、引継ぎやマニュアルの確認等を確実に行い、適切な事務処理に努める。                                       |
| 保育課    | 事務の引継ぎ及び事務処理マニュアルの確認を行い、会計年度任用職員制度の理解を深めていくことで適正な事務処理を図る。また、申請に当たってはダブルチェックを徹底し、再発防止に努める。 |

### 意 見 ・ 要 望

#### イ 契約・会計事務処理について

契約・会計事務処理については、指摘事項として掲げたとおり、不適正な事務処理が複数の施設で見受けられた。

今回の監査で指摘を行った施設はもとより、指摘の無かった施設についても、所管課長においてはこれらの事務に係る事務処理マニュアルの周知徹底を再度図り、不適正な事務処理が発生する原因をよく考慮して、職員の異動に伴う引継ぎ時や監査実施後等において、所管する全ての施設に対し適切に指導されたい。特に、専門職中心で構成される施設所管課長は、施設とも連携し、より丁寧な指導や点検に努め、適正な事務処理が図られるよう留意されたい。

各施設では、マニュアルや関係文書を絶えず参照しての事務処理の徹底やダブルチェック体制の整備、予算の見積りに基づいた契約事務の計画的な執行等を図ることが改めて求められる。

(障害者支援課、子育て支援課、生涯学習課：各施設)

| 所 属 名  | 措 置 状 況 等   |
|--------|---|
| 障害者支援課 | 契約・会計事務処理については、改めて事務処理マニュアルの再確認と全職員への周知徹底を図り、正確な事務処理に努める。また、職員の異動による引継ぎの際や、今回のような監査等の実施後のタイミングで、マニュアルや関係文書の再確認やチェック体制の再確認を行うこととし、適正な事務執行に努める。 |
| 子育て支援課 | 契約・会計事務処理について、各種マニュアルの確認、不適正な事例の発生要因と対策の共有、点検の徹底を行い、適正な   |

|  |          |
|--|----------|
|  | 事務処理を図る。 |
|--|----------|

| 意見・要望   |   |
|---|---|
| ウ 施設の点検報告の徹底による修繕等への反映について  |   |
| <p>各施設に係る所要箇所の6か月点検については、文書をもって当該施設の所管部局や施設課に報告等され、また、日ごろからの情報連絡等により、修繕等につなげる取組がされていることがうかがえた。</p> <p>そうした中、児童館・学童保育クラブの一部の施設において、6か月点検に基づく報告の回数が不足している例があった。これについては、施設所管課との確認等をはじめ、複合施設全体のとりまとめ所管課との連携や確認についても、不足していた部分があつたことなどがその背景にあった。定期的な点検は実施していたとしても、報告の形により、その後の修繕等を判断する有効な根拠になることから、定められた方法に則って実施していくって欲しい。なお、各施設及び施設所管課の双方で、点検実施の確認を励行するよう努められたい。</p> |   |
| 所 属 名   | 措 置 状 況 等   |
| 子育て支援課  | <p>目黒区施設点検基準では、6か月点検を年2回行うこととしている。建築基準法による法定点検を実施する施設においては、法定点検1回と6か月点検1回を実施することで6か月点検を2回実施したとみなされるが、法定点検を1回実施したのみで6か月点検を行っていなかった。</p> <p>今回の指摘を受けて、各施設と子育て支援課での適切な施設点検及び報告を確実に行うことにより、適正な施設維持管理に努める。</p> |